

新成人のみなさん おめでとうございます

▼国民年金の加入は

20歳から

20歳になったら厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け(国民年金資格取得届の提出)をしてください。

▼国民年金(基礎年金) 3つのメリット

①老後を支えます

老齢基礎年金

②病気やけがで障害の状態になったときに支えます

障害基礎年金

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

遺族基礎年金



▼保険料納付は

便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず大変便利です。また、納め忘れも防げます。口座振替手続きは、金融機関窓口で納付書と預金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

※また、平成27年2月中に口座振替を申し込めば国民年金保険料の2年前納が可能になります。(支払保険料が多少割引となります)

▼保険料を

納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所

得の申告をしてください。手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

▼世代と世代の

支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金(☎フリーダイヤル0120・65・4192)まで。

その他、手続等について詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)または、年金事務所(☎0739・24・0432)まで。

家庭ごみの野外焼却は 禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ
ロック囲い・素
ぼりの穴を利
用したものや、
法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



100歳おめでとございます!



左向 ツネノさん(ふじの里)
大正3年11月17日生

11月17日(月)に、松本町長がお祝いに訪問しました。いつまでもお元気で!

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

1月19日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。相談は無料で、秘密は固く守



られますので、お気軽にご利用ください。
相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。
詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

教育委員会から

青少年健全育成標語を募集しています!!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

■応募資格

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方

■課題

明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものを、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものを、交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものを

■応募方法

小・中学校については、学校名・学年・氏名を記入の上、学校に提出してください。

また一般の方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員

会教育課生涯学習班(☎63・3812) FAX 63・33353()
にご提出ください。

■締め切り

平成27年1月30日(金)

■入選発表・表彰

2月下旬



就学援助資金のお申し込みについて

要保護(生活保護家庭)者に準ずる程度に困窮し、就学困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。

詳しくは、教育課学校教育班(☎63・2038)まで。

